

日本における外国人労働者の受入れの現状と課題： 農業と食品産業における技能実習生の必要性を中心 に

甲斐, 諭

学校法人中村学園顧問、中村学園大学名誉教授 九州大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/4738336>

出版情報：韓国経済研究. 18, pp.25-41, 2021-07. 九州大学研究拠点形成プロジェクト
バージョン：
権利関係：



日本における外国人労働者の受入れの現状と課題

— 農業と食品産業における技能実習生の必要性を中心に —

Current Situation and Problems of Accepting Foreign Workers in Japan:
Focusing on the Need for Technical Intern Trainees in the Agriculture and Food Industry

甲斐論*

KAI Satoshi

はじめに

我が国の移民政策・労働力需給状況の経緯を概観すると①第2次世界大戦前と終戦直後の移民送出し、②高度経済成長期の中卒者の集団就職や農村からの出稼ぎによる国内での労働力需給調整を経て、③1985年以降のバブル期には労働力不足が顕著になり、外国人不法就労問題が顕在化した。その対策として④90年に入管法が大幅に改正され、在留資格が整備されると共に不法就労対策が強化され、また⑤93年には技能実習制度が導入されて、雇用関係の下で実務を通して技術・技能等を修得させることにより、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力する制度が整備された。さらに、⑥深刻化する人手不足の一つの解決策として、2018年の法改正により、19年4月1日からは特定技能での外国人人材の受入れが可能となった。我が国は移民の送出し国から受入れ国になったが、課題山積である。

上記の我が国における労働力の送出し、国内需給調整、受入れの小史を踏まえ、拙稿ではま

ず①外国人労働者の2016年以降の就業状況を数値で確認し、次に②外国人技能実習と特定技能の制度を検討する。さらに③外国人技能実習生を必要としている農業・食品産業の動向を把握して、④実態調査を行った外国人技能実習生を受入れている大規模農業経営と食品企業の調査結果を分析する。最後に⑤外国人技能実習生を巡る今後の課題を整理する。

既に外国人労働者受入れに関する優れた論考〔1〕〔2〕〔3〕、農業分野における外国人技能実習生の受入れの詳細な実態調査研究〔4〕〔5〕が多数公表されているが、拙稿の目的は労働集約的な野菜作に加えて近年特に人手不足が深刻になっている食品産業での実態調査を踏まえて、外国人技能実習生受入れの必要性と現況、今後の課題を考察することである。

1. 外国人労働者の就業状況

(1) 外国人労働者数と雇用事業所数

厚生労働省の資料〔6〕によると、図1に示すように2020年10月末現在、外国人労働者数は172.4万人であり、外国人労働者を雇用している事業所数は26.7万か所である。前年の165.9万人、24.3万か所に比較して、6.5万人（3.9%）、2.4万

* 学校法人中村学園顧問、中村学園大学名誉教授、九州大学名誉教授
Nakamura Gakuen University

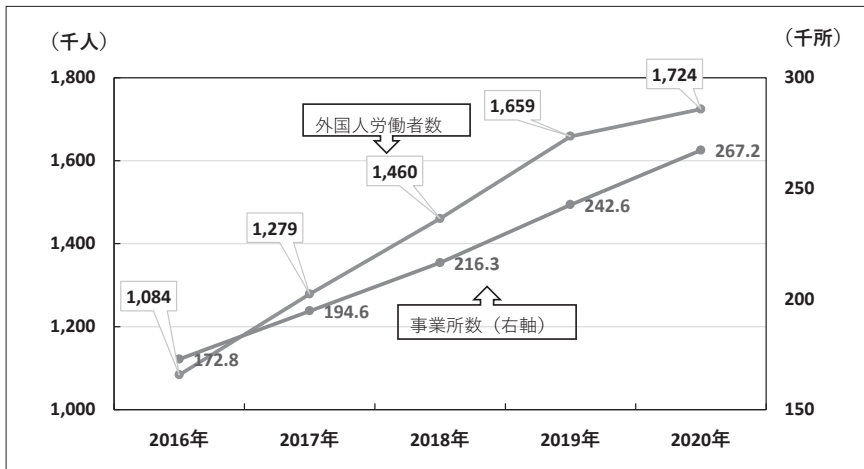
か所（10.1％）の増加となった。外国人労働者数及び外国人を雇用している事業所数ともに過去最高の数値を更新した。

しかし、新型コロナウイルス禍の影響からか、対前年増加率は労働者数で前年の13.6％から3.9％への9.7％の大幅な減少、事業所数も前年12.2％から10.1％への2.1％の減少となった。

表1に示すように、2020年10月末現在、外国人労働者を雇用している産業は製造業（食料品

製造業を含む）が最も多く48.2万人であり、次がサービス業（未分類）の27.7万人、卸売業・小売業の23.2万人、宿泊業・飲食サービス業の20.3万人と続いている。製造業と宿泊業・飲食サービス業は前年より雇用者が減少し、建設業、情報通信業、卸売業・小売業、教育・学習支援業、医療・福祉ではむしろ逆に増加している。新型コロナウイルス禍が外国人労働者雇用に与えている影響は産業によって差があると言えよう。

図1 外国人労働者数と外国人雇用事業所数



資料：厚労省「外国人雇用状況の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）」より作成。

表1 産業別外国人労働者数

（単位：1,000人）

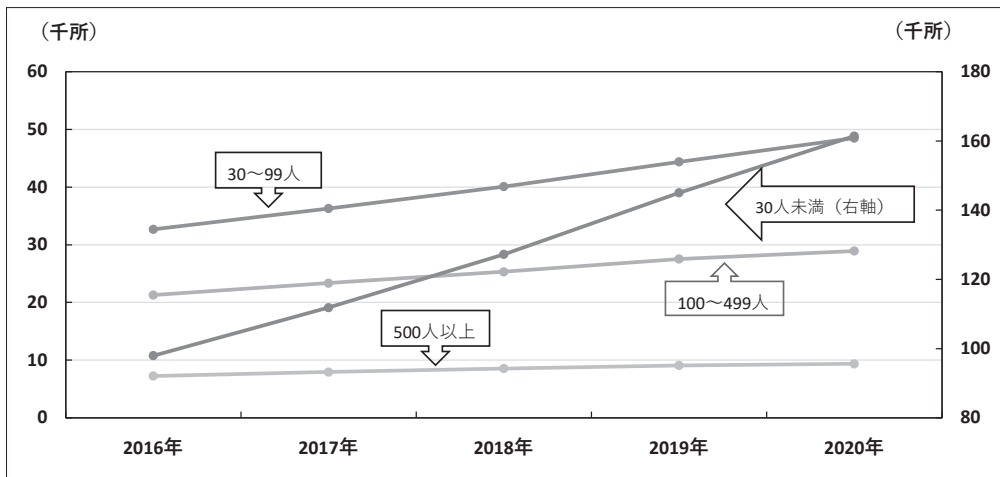
| | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 建設業 | 41.1 | 55.2 | 68.6 | 93.2 | 110.9 |
| 製造業（食料品製造業を含む） | 338.5 | 386.0 | 434.3 | 483.3 | 482.0 |
| 情報通信業 | 43.8 | 52.0 | 57.6 | 67.5 | 71.3 |
| 卸売業・小売業 | 139.3 | 166.2 | 186.1 | 212.5 | 232.0 |
| 宿泊業・飲食サービス業 | 130.9 | 157.9 | 185.1 | 206.5 | 202.9 |
| 教育・学習支援業 | 60.0 | 65.3 | 69.8 | 70.9 | 71.8 |
| 医療・福祉 | 17.4 | 21.7 | 26.1 | 34.3 | 43.4 |
| サービス業（未分類） | 154.0 | 189.9 | 230.5 | 266.5 | 277.0 |
| その他 | 158.8 | 184.5 | 202.4 | 224.0 | 233.0 |

資料：厚労省「外国人雇用状況の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）」より作成。

外国人労働者がどの程度の規模の事業所で雇用されているかを見たのが図2である。同図から30人未満の小規模事業所で外国人労働者は最も多く雇用されていることが分かる。外国人労働者の国籍を示したのが表2である。ベトナムが最も多く、2020年には44.4万人となり、外国人労働者数全体の25.7%を占めている。次いで、中国42.9万人（同24.3%）、フィリピン18.5万人（同10.7%）の順となっている。ベトナムは、前

年比で4.3万人（10.6%）と大きく増加し、また、ネパールについても同0.8万人（8.6%）の増加となっている。中国からの来日労働者数はかつての勢いがなくなり、2020年は前年比で0.11万人（0.3%）の微増となっている。中国の経済発展が日本での就労を魅力の無いものにしているのであろう。一方、ブラジルとペルーからの来日労働者はむしろ減少している。

図2 規模別外国人雇用事業所数



資料：厚労省「外国人雇用状況の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）」より作成。

表2 国別外国人労働者数

(単位：1,000人)

| | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中国（含む香港等） | 344.7 | 372.3 | 389.1 | 418.3 | 419.4 |
| 韓国 | 48.1 | 55.9 | 62.5 | 69.2 | 68.9 |
| フィリピン | 127.5 | 146.8 | 164.0 | 179.7 | 184.8 |
| ベトナム | 172.0 | 240.3 | 316.8 | 401.3 | 444.0 |
| ネパール | 52.8 | 69.1 | 81.6 | 91.8 | 99.6 |
| インドネシア | 27.7 | 34.2 | 41.6 | 51.3 | 53.4 |
| ブラジル | 106.6 | 117.3 | 127.4 | 135.5 | 131.1 |
| ペルー | 26.1 | 27.7 | 28.7 | 29.6 | 29.1 |
| G7/8+豪州+NZ | 67.4 | 73.6 | 77.5 | 81.0 | 80.4 |
| その他 | 110.9 | 141.5 | 171.3 | 201.2 | 213.6 |

資料：厚労省「外国人雇用状況の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）」より作成。

(2) 外国人労働者の主要な4つの在留資格

日本に入国・滞在するための在留資格として、入管法では29種類を定めているが、ここでは主要な4資格別の外国人労働者数を図3に示す。

最も多いのは身分に基づく在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）で54.6万人である。次は最近増加の著しい技能実習（内容は後段で詳述する）で40.2万人であり、3番目が資格外活動（現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）で37.0万人、4番目が専門的・技術的分野の在留資格（教授、芸術、宗教、報道、高度専門職1号・2号、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、介護、技能、特定技能）で36.0万人であり、この資格による就労も増加している。

外国人労働者数は、全体的には新型コロナウイルス禍の影響を受けて来日者数の増加は鈍化傾向にあるが、専門的・技術的分野の在留資格を持つ労働者と専門性を持たない技能実習生の

両方が増加する2つの方向性が明確になってきているのが最近の特徴である。

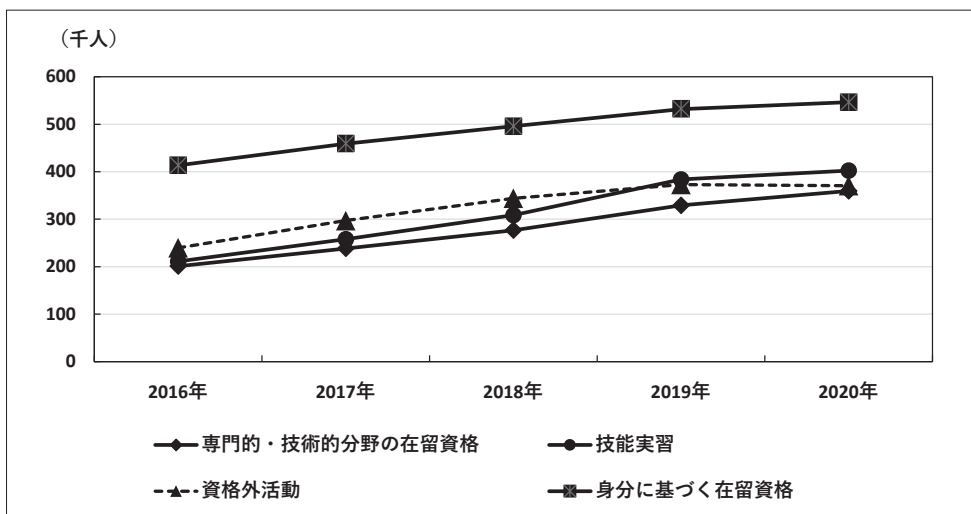
次節では、最近増加が著しく全体の約4分の1を占め、人手不足が深刻な我が国の中小企業や農業経営において貴重な担い手になっている技能実習を取り巻く現状と課題について検討する。

2. 外国人技能実習と特定技能の制度概要

1993年に創設された技能実習制度は、国際貢献のため開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受入れ、OJT（職場内訓練）を通じて技能を移転する制度である〔7〕。

この技能実習制度は、これまでは「出入国管理及び難民認定法」（1951年：「入管法」）とその省令を根拠法令として実施されてきたが、2016年の技能実習制度の見直しに伴い、2017年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）とその関連法令が施行され、従前のように入管法令で規定されていた多くの部分が、この技能実習法

図3 在留資格別外国人労働者数



資料：厚労省「外国人雇用状況の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）」より作成。

令で新たに規定されることになった。なお、技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働関係法令の適用を受け、保護されている〔8〕。しかし、現実には多くの問題点を孕んでいることが指摘されていることに留意すべきである〔9〕

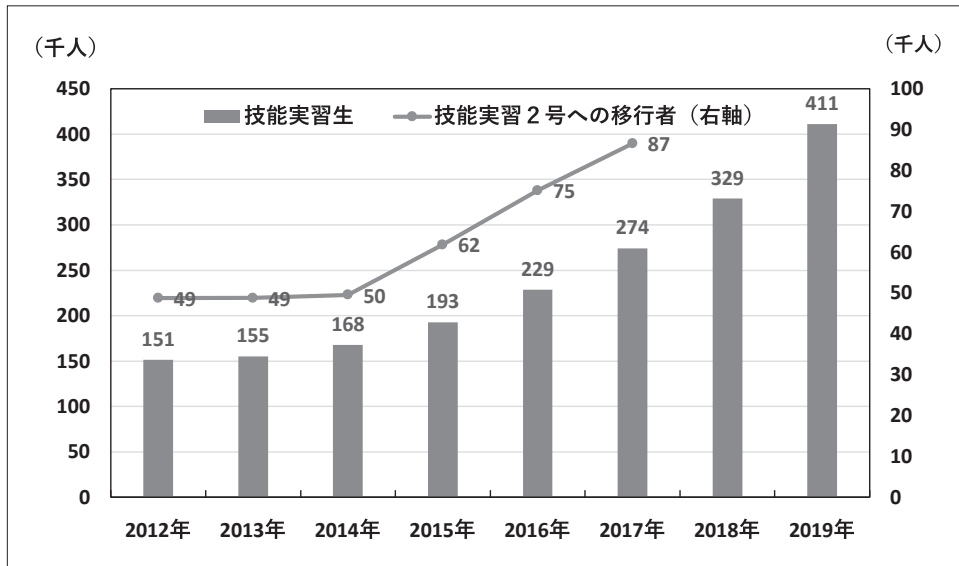
技能実習生は、入国直後の講習期間以外は雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、図4に示すように現在全国に約41万人が在留し

ている。

技能実習の区分と在留資格との関係は表3の通りであり、大別して企業単独型（「イ」：約3％）と団体監理型（「ロ」：97％）がある（いずれも2019年）。

また在留資格と在留期間との関係は図5の通りである。1年目の基礎級試験に合格すれば技能実習2号に更新でき、3年目まで在留することができる。しかし、前述の17年の関連法令の

図4 技能実習生の在留状況と技能実習2号への移行者数



資料：法務省・厚生労働省「外国人技能実習制度について」（2021年1月8日）より作成。

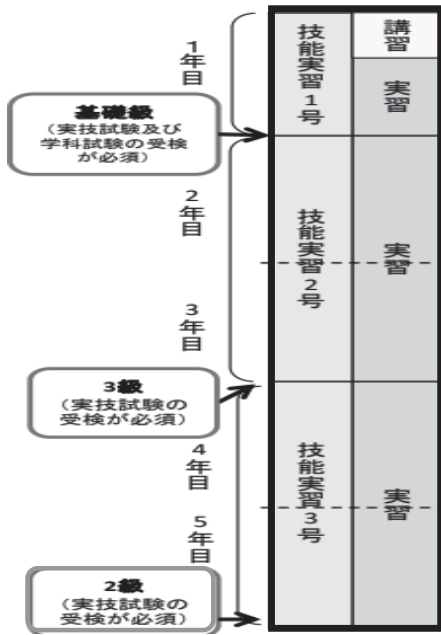
表3 技能実習の区分と在留資格

| | 企業単独型 | 団体監理型 |
|---------------------|---------------|---------------|
| 入国1年目 (技能等を修得) | 在留資格「技能実習1号イ」 | 在留資格「技能実習1号ロ」 |
| 入国2・3年目 (技能等に習熟) | 在留資格「技能実習2号イ」 | 在留資格「技能実習2号ロ」 |
| 入国4・5年目 (技能等に熟達) | 在留資格「技能実習3号イ」 | 在留資格「技能実習3号ロ」 |

資料：国際人材協力機構「JITCO」より作成。

施行により、優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）も可能となっている。

図5 在留資格と在留期間との関係



資料：法務省・厚生労働省「外国人技能実習制度について」2021年3月より作成。

特に技能実習2号への更新者が増加していることを図4は示している。

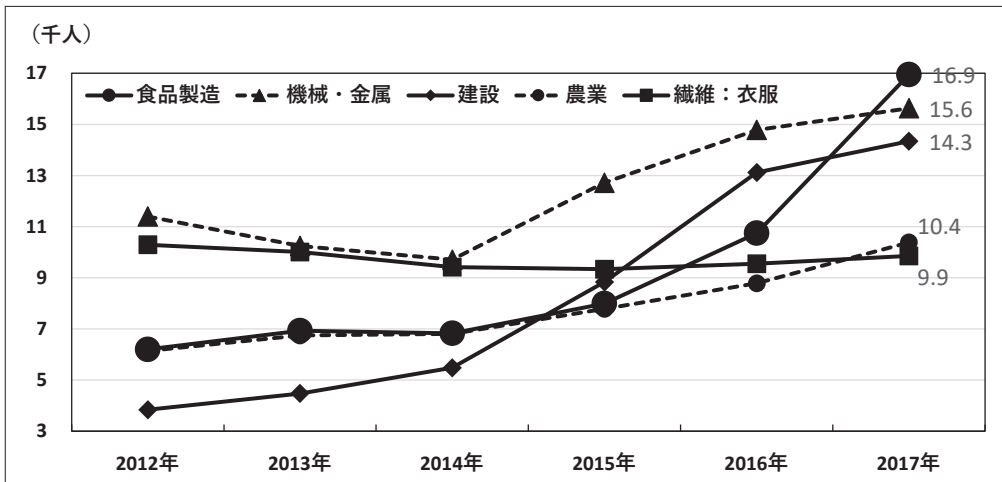
技能実習2号への移行者数を図6に示す。後述するように近年、食品製造業界での人手不足が影響して、増加が顕著になっている。

技能実習者の出身を図7からみるとベトナムが最も多く53.2%を占めている、中国は20%である。(2019年)。

2018年12月8日の国会において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布された。この改正法は、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容とするものである〔10〕。

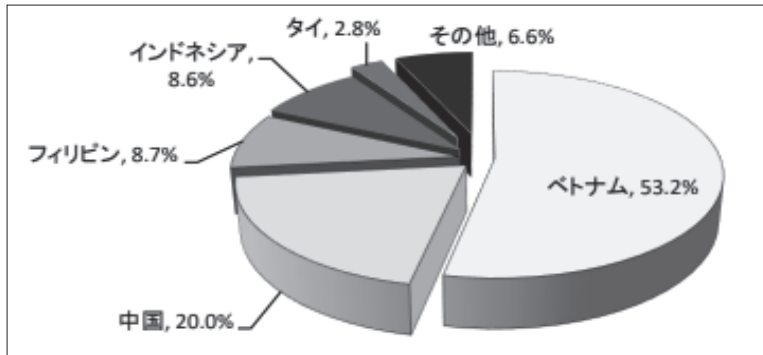
ここでの特定技能1号とは、特定産業分野（下記の14分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。特定技能2号とは、特定産業分野（下記の14分野のうち建設、造船・船用工業）に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格である。

図6 職種別技能実習2号への移行者数



資料：法務省・厚生労働省「外国人技能実習制度について」（2021年3月16日）より作成。

図7 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比（2019年）



資料：法務省・厚生労働省「外国人技能実習制度について」（2021年3月16日）より作成。

特定産業分野とは介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業である。

特定技能在留外国人数は2020年1月の2,162名から急増し、2021年1月には表4のように18,613

表4 特定技能在留外国人数（2021年1月：速報値）

（単位：人）

| 分野 | 人数 |
|-------------|--------|
| 介護 | 1,146 |
| ビルクリーニング | 208 |
| 素形材産業 | 1,450 |
| 産業機械製造業 | 1,509 |
| 電気・電子情報関連産業 | 880 |
| 建設 | 1,614 |
| 造船・舶用工業 | 507 |
| 自動車整備 | 190 |
| 航空 | 14 |
| 宿泊 | 73 |
| 農業 | 2,883 |
| 漁業 | 250 |
| 飲食料品製造業 | 6,844 |
| 外食業 | 1,045 |
| 合計 | 18,613 |

資料：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」2021年3月15日 HP 閲覧。

人に急増している。特に飲食料品製造業の6,844名が最多であり、次に農業の2,883名が続いている。これらの数値は食料の生産と製造に関する産業界における人手不足の深刻さを表している。

以下の節では、農場近辺の高齢化による労働力給源の縮小と農業経営の大規模化〔11〕により人手不足が深刻になっている食料の生産と食品製造企業における外国人受入れの必要性とその実態について現地調査を踏まえて検討しよう。

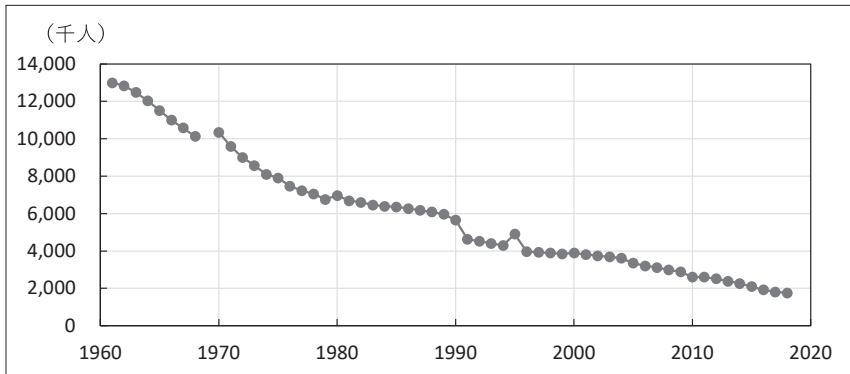
3. 外国人技能実習生を必要としている農業と食品関連産業の動向

（1）農業就業人口の著しい減少と後継者不足

農業基本法が成立した1961年当時の農業就業人口は図8に示すように約1,300万人であったが、高度経済成長期に家計所得の農工間格差拡大の影響を受け、農村からの出稼ぎや挙家離村等による人口流出が増加し、58年後の2019年には168万人に著しく減少している。

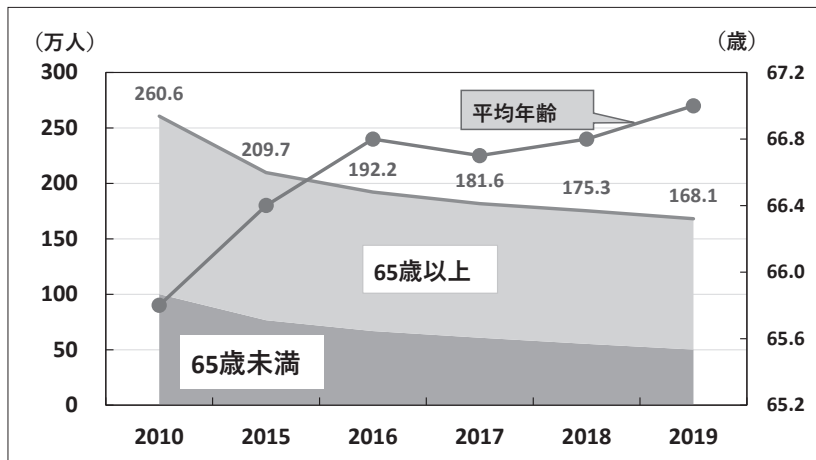
農業就業人口が減少するなかで、図9のように65歳未満が大きく減少したために、高齢化が進展し、2019年現在の農業就業人口の平均年齢

図8 農業就業者数



注：1991年以降は販売農家の数値である。
資料：農林水産省「第94次農林水産省統計表」2020年より作成。

図9 農業就業人口と平均年齢



資料：農林水産省「農林水産基本データ集」より作成。

は67.0歳となり、農業就業人口のうち中心的な農業生産者らしい基幹的農業就業者（農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間の普段の主な状態が「仕事に従事していた者」）140万人の平均年齢も66.8歳である。平均的にみれば農業はシルバー産業になっていると言っても過言ではない。

このように農業就業人口が長期的に減少し、高齢化しているので、新規就農者の確保が重要な課題である。しかし、図10に示したように新

規就農者の確保も困難になっている。新規就農者数は新規自営農業就農者数と新規雇用就農者数及び新規参入者数の合計であるが、2015年をピークにそれ以降は特に新規自営農業就農者が減少し、新規雇用就農者と新規参入者も伸び悩んでいる。

就農者確保が必要であるが、実態は難しい。2017年の農業就業人口は181.6万人であり、これを1世代30年間と仮定して30で割ると、2017年の状況を維持するためには6.05万人の新規就農

者の確保が必要になる。しかし、2017年の実態は新規就農者数が5.57万人であったので、2017年の状況を維持するには0.48万人不足していることが分かる。

(2) 後継者確保が困難な要因としての農業所得の伸び悩み

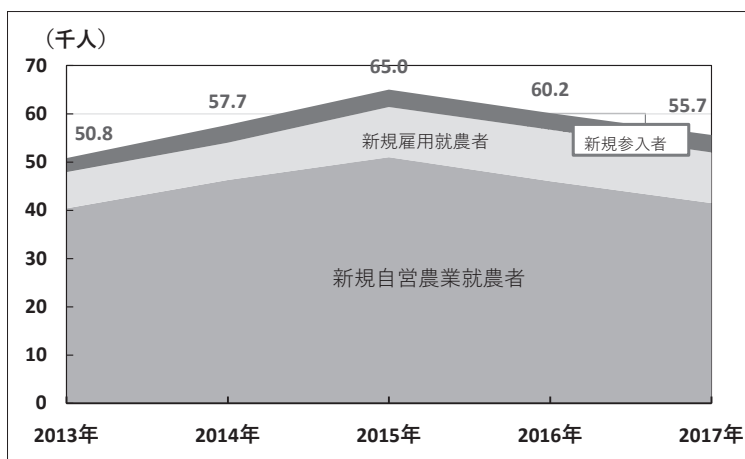
図11に示すように販売農家数は2000年の233.7万戸から2019年には112.9万戸に減少している。特に第2種兼業農家（兼業所得の方が農業所得より

も多い兼業農家）の減少が顕著である。一方、専業農家数の減少が少ないのは高齢専業農家が多いからである。廃業する専業農家もあれば、兼業から専業に転換する農家があることが分かる。

後継者が確保されず、農家数が減少する一つの要因は個別経営体の経営収支が芳しくなく、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得が伸び悩み、農工間所得格差が存在しているからである。

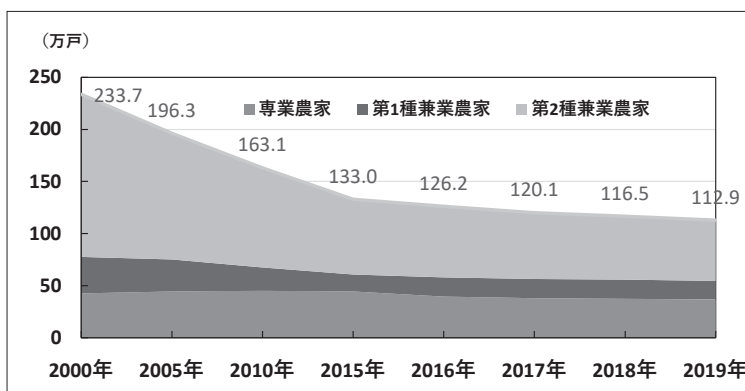
しかし、僅かではあるが外国人労働者を雇用

図10 新規就農者数の推移



注：新規就農者＝新規自営農業就農者＋新規雇用就農者＋新規参入者
資料：農林水産省「農業労働力に関する統計」より作成。

図11 専兼別販売農家数の推移



資料：農林水産省「農林水産基本データ集」より作成。

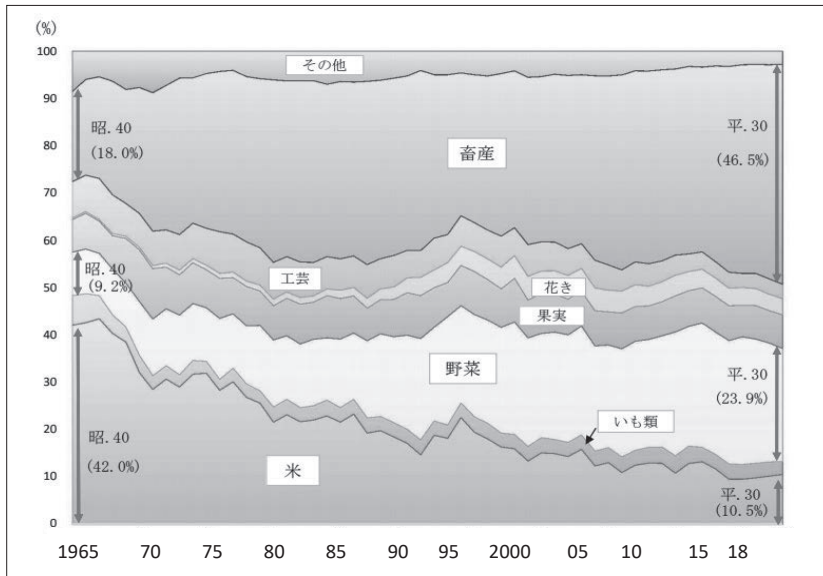
した大規模農家や販売金額1億円以上経営体が徐々に増加している〔12〕。この動きを加速させる必要がある。

(3) 労働集約的な野菜生産の進展と労働力不足
2018年の日本の農業産出額は9.1兆円であり、

食料供給基地と言われている九州のそれは約20%の1.8兆円である。九州の農業産出額の構造を示したのが図12である。

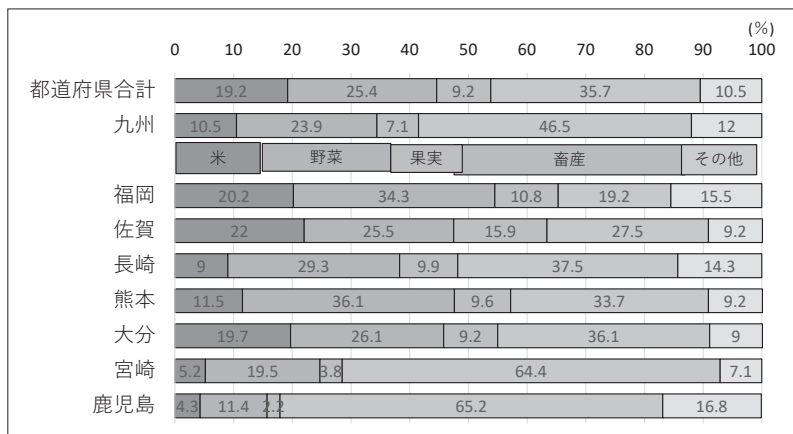
同図によると1965年の九州の農業産出額のうち野菜は9.2%に過ぎなかったが、2018年には23.9%と拡大している。特に図13に示すように

図12 農業産出額部門別構成割合の推移（九州）



資料：九州農政局「平成30年農業産出額及び生産農業所得」より作成。

図13 九州各県の主要部門の農業産出額構成割合（2018年）



資料：九州農政局「平成30年農業産出額及び生産農業所得」

農業産出額に占める野菜の構成比が高いのは熊本県（36.1%）、福岡県（34.3%）、長崎県（29.3%）である。

野菜生産は米生産に比較して数倍労働集約的であるので、これらの県では農業労働力不足が顕著になり、外国人労働力に依存せざるを得ない状況に直面している。

（４）地域経済を支えている食品産業

2017年の九州における製造業（従業者4人以上）の従業者数を業種別にみると、食料品製造業が14.1万人（九州の製造業に対する構成比22.6%）と最も多く、輸送用機械器具製造業6.8万人（同10.9%）、電子部品・デバイス・電子回路製造業5.1万人（同8.1%）と続いている〔13〕。

図14に示すように 2017年の九州における製造業（従業者4人以上）の製造品出荷額等を業種別にみると、輸送用機械器具製造業が5.1兆円（九州の製造業に対する構成比21.2%）と最大であるが、2位は食料品製造業の3.2兆円（同13.4%）であり、九州では食料品製造業も九州経済を支える重要な産業であることが分かる。特に食料品製造業の割合が宮崎県（同22.6%）と鹿児島県（同33.9%）で高い。

しかし、食料品製造業では人手不足が深刻に

なっており、外国人労働者に依存せざるを得ない状況になっている。

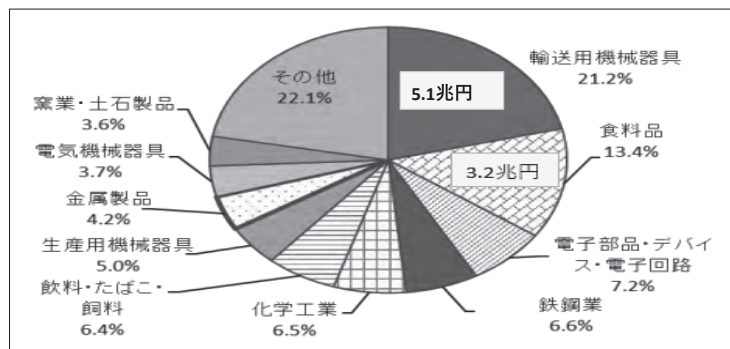
4. 外国人技能実習生を受入れている大規模農業経営と食品企業の実態

（１）葉菜類を生産しているA経営の事例

福岡県小郡市のA農業経営は1992年ビニールハウス28棟から施設園芸を開始した〔14〕。2009年に後継者が就農し、2012年に法人化した。規模拡大を精力的に実施し、現在ではビニールハウスを150棟（小郡市110棟、佐賀県上峰町40棟）まで増設している。作付面積は7.2ha（ミズナ1.7ha、チンゲンサイ0.3ha、キュウリ0.2ha、リーフレタス5ha）である。

野菜の生育状況等に係るデータをクラウドに集約させることで、「ほ場管理」「雇用管理」「生産販売管理」が可能となるシステムを独自開発し、栽培管理の効率化、労働生産性等の向上を図るとともに、女性の感性を活かした独自ブランド「ラッシュママ」を立ち上げ、新たな販路開拓を展開している。これらの取組みが評価され、「平成30年度全国優良経営体表彰」事業の生産技術革新部門において農林水産大臣賞を受賞している。

図14 九州の製造業の業種別出荷額（2017年）



資料：九州経済産業局「九州経済の現状：2019年版」

家族以外に社員として男性3名（野菜の生産現場担当）と女性2名（主に事務担当）を雇用し、社員以外に野菜の栽培・収穫にパート5名を常時雇用し、外国人技能実習生8名を年間受入れ、繁忙期には臨時に日本人5名を雇用している。

生食用新鮮野菜の生産販売にはどうしても機械ではできない収穫等の手作業部分があり、人手が必要である。従って生食用新鮮野菜の生産を拡大すると、近隣では雇用者を確保できないので、外国人技能実習生の受入れが不可欠になっている。

A 農業経営には6つの特徴がある [15]。①2014年10月20日にニュージーランドと福岡県農業大学校で研修した長男がサニーレタスとミズナを生産する認定農業者に認定された。②外国人技能実習生などの雇用労力活用による大規模経営、③積極的な補助事業の活用、④こだわり農産物生産の取組み、⑤土づくりによるおいしさの追求、⑥安全・安心な農産物生産のための防虫網、防除シート、収穫量増加に貢献できる循環扇などを備えた施設の設置などである。

A 農業経営の近辺では経済環境が大きく変化しつつある。それは借地しているハウス建設用地や露地栽培用地の地代が急落していることである。近隣の農業生産者の高齢化と後継者不足、それに米価の低下は水田の借地料を低下させ、ハウス建設と露地野菜栽培を拡大する経済的要因になっている。外部経済要因の変化を上手く活用している点も大規模施設園芸が成立できるようになった背景である。

受入れている8名の外国人技能実習生はダバオ市出身のフィリピン人である。当初は近隣に住むダバオ市出身の妻と暮らす人が中心なり、妻の同郷の研修生を受入れる組合を作って研修生を受入れた。現在ではその組合が発展し、近



筆者撮影

隣の野菜農家で合計約100名の外国人研修生を受入れている。また、研修生に過剰な労働負荷が掛からないように、また賃金の未払いが発生しないように、組合員が国際研修協力機能（JITCO：Japan International Training Cooperation Organization）の総合的な支援・援助や適正実施の助言・指導を受けて、実習生を受入れている。

実習生への支払いは法的に定められた最低賃金であり、それ以外にフィリピンからの旅費、渡航宿泊費、JITCOへの手数料、組合への支払い（渡航手続き費用と管理費）、社会保険料支払いが必要になっている。実習生との話し合いにより、希望があれば、祝祭日・土日出勤や残業には割増料金を支払って雇用している。

日本人のパート労働者や臨時労働者と実習生の労賃支払方法は異なっている。実習生は時間給であり、日本人は出来高払い制にしている。その理由は日本人の場合は年齢に幅があり、能力格差が大きいため時間給ではなく、出来高払いにしている。その方が日本人間では公平性が担保できるからである。

（2）根菜類を生産しているB経営の事例

福岡県久留米市のB経営は、約40年前より根菜類のラデッシュとミズナの栽培をしており、

2011年に株式会社となった〔15〕。生産したラデッシュをJAみいを通して関東中心に出荷している。労働力は家族以外に男性社員3名と日本人パートの女性10名を雇用し、中国人実習生6名を受入れている。

農地は2haであり、そこに65棟のハウスを建設し、ラデッシュを60%、ミズナを30%、ホウレンソウとコマツナを10%栽培している。その他1.5haの露地にホウレンソウと春スイートコーンなどを栽培している。農地の3分の2は借地である。また0.9haにコメも栽培し、玄米で販売している（一部は受入れている中国人研修生にも安価で販売している）。

ラデッシュは年に5～6回連作しており、雇用者と研修生の労働配分に配慮して作付し、安定生産と安定供給を行っている。

中国人実習生を受入れていた知人の紹介により中国人実習生を受入れることになった。現在は6名の山東省青島市周辺の農村からの研修生を受入れており、県内規定の最低賃金を支払っている。1週間40時間の規定を守っているが、残業をしたいという要望があるので、仕事があるときは最低賃金の約1.25倍を支払っている。

自宅の前の倉庫を改築して寮にして実習生を住まわせているので、日曜日などには漬物の作り方を教えたりしている。中国人なので筆談が可能であり、コミュニケーションが取れるメリットがある。

山東省青島市周辺の労賃も上昇しており、今後、同地域からの実習生の受入れは不可能になることが予想されるので、将来は雲南省などからの実習生の受入れを希望している。

氏神様の夏祭りには中国人実習生が餃子を作ってふるまったり、地域の方と食文化の交流や郷土料理の教えあいをしたりしている。また挨拶も良くするので、実習生は地元にも溶け込

んでいる。

近隣の日本人の老人達に就業機会を与えるためにシルバーの雇用も考えているが、大規模野菜生産経営では作業効率が重要であり、若い中国人実習生達に依存せざるを得ない実態にある。

〔3〕うなぎを生産・加工しているC経営の事例

宮崎市で養鰻業を営むC経営の2020年10月時点の総従業員数は297名（うちベトナム人の技能実習生20名と特定技能労働者1名）で、2019年の年間販売額は約145億円である。年間の活鰻の生産量は約4,000トンで全国の活鰻生産量約2万トンの20%を占めており、鰻業界では日本最大の企業であり、プライス・リーダーでもある。

C経営が組織変更したのは1993年であり、曲折を経て、2006年に現在地に「うなぎの里」を開設し、本社・鰻加工場を移転し、うなぎの里養鰻場を開設した。さらに2008年にはレストラン「うなぎ処 鰻楽」を開設し、現在に至っている。

ベトナム人の技能実習生20名と特定技能労働者1名は加工工場就業しており、そのシステムは次の通りである〔16〕。



筆者撮影

①加工場入荷

加工場入荷前に、加工で使用するための活鰻を試食検査し、検査結果を記録するとともに加工計画を作成している。入荷はロット管理ができるように入荷している。

②割き室・投入室・自動反転

ベトナム人の技能実習生20名と特定技能労働者1名は主に割き室で作業をしている。生産者別、池別、サイズ別にロット管理された活鰻を1尾ずつ手作業で割いている。割かれた鰻を投入室に移し、上火は遠赤バーナー、下火は備長炭を敷き詰めた焼き台に投入する。皮面を焼き、次に自動反転して身面を焼き上げている。

③白焼・蒲焼

鰻の中心温度が95℃以上で焼き上げ、その後蒸し機で身を柔らかくしている。蒲焼にするためタレを浸けて焼く工程を4回繰り返している。タレは長年の試行錯誤の研究を重ね、着色料を使用していないこだわりのタレを開発している。

④急速凍結・計量包装・真空パック

大型ツイントワースパイラル式IQFで-45℃の中で約1時間急速凍結して、美味さと鮮度を閉じ込めている。凍結した加工品を金属探知機と自動サイズ選別機を通し、自動計量して5kg毎に包装している。商品によっては深絞り真空パック機でパックしている。

宮崎市とその周辺の高校卒業生の多くが関西方面に集団就職しているので、C経営では若い労働力の確保が困難になっており、ベトナム人の技能実習生20名と特定技能労働者1名は貴重な働き手となっている。

(4) 鶏肉を生産・加工しているD経営の事例

福岡県久留米市に本拠地のあるD経営は1968年に設立され、福岡県内の8農場で地どり57万羽と銘柄鶏3万羽を飼養し、食鳥処理工場で年



筆者撮影

間80万羽を処理加工している。地どりは、国内の在来種の中で、最も美味だと言われている軍鶏(シャモ)と、旨味成分であるイノシン酸を多分に含むサザナミを祖父母に持ち、これに肉づきのよい白色プリマスロックをかけあわせた食鳥である。

毎日、約4千羽の食鳥を処理加工している工場では従業員58名が就業しているが、そのうちの18名はベトナムからの技能実習生であり、入荷から1時間40分で出荷するなど重要な役割を果たしている。

この工場は、2019年11月30日に食鳥処理業界で初めて「JFS-B規格」の認証を受けた。JFS-B規格は、一般財団法人食品安全マネジメント協会が構築した国際整合性のある日本発の国際レベルの食品安全規格であり、この認証はHACCPを含めた食品安全マネジメントシステムが認められたことを意味している。この工場では、徹底した管理で、鮮度を長く保つことのできる最新の保冷技術を採用し、さらに自動計量装置を備えて実需者の多様なパッケージニーズに応えているが、それにもベトナム人技能実習生達が大きく貢献している。

各種の衛生基準をベトナム人技能実習生にも遵守してもらうために、重要な作業の手順書を工場内にベトナム語で表示して、衛生水準の維持に取り組んでいる。

むすび

(1) 外国人技能実習生受入れの必要性とメリット

外国人技能実習生受入れの必要性とメリットは次のように要約できる。

- ①生食用新鮮野菜の生産販売には収穫作業などのどうしても機械では対応できない作業があり、人手が必要になっている。生食用新鮮野菜の生産を拡大すると、近隣では雇用者を確保できないので、外国人技能実習生の受入れが必要である。
- ②農繁期には、周辺の他の野菜経営でも同時期に人手が必要になり、日本人の臨時雇用者の獲得競争が激化し、雇用者を安定的に確保することが難しい。一方、外国人技能実習生なら年間を通して安定的に受入れが可能である。
- ③日本人雇用者は、子供の運動会や学校の参観日、それに冠婚葬祭など農作業を休む人が多く、安定した生産や出荷ができないので、販売先の要請である新鮮野菜の安定供給に対応できない。外国人技能実習生なら年間を通して新鮮野菜の安定供給が可能となり、出荷先から厚い信頼を得られる。
- ④以前はスーパーなどの小売店は盆正月には閉店していたが、近年は開店しており、新鮮な野菜を要望してくるが、農村の日本人雇用者は盆正月に休むので、新鮮野菜の計画出荷が困難である。外国人技能実習生なら盆正月年間を通して新鮮野菜の安定的計画出荷が可能となり、出荷先から厚い信頼を得られる。
- ⑤スーパーの競争相手である直売所では毎日新鮮な野菜が陳列販売されているので、スーパーでも鮮度が求められている。しかし、日本人雇用者は週末に休むので、スーパーの要請に応えられない。しかし、外国人技能実習生は週末でも割増賃金を払えば、喜んで働い

てくれるので、週末でも収穫して出荷でき新鮮野菜の安定的計画出荷が可能となる。それにより1日冷蔵庫に保管した野菜を出荷するより、朝採りの超新鮮な状態で出荷でき、販売先から非常に喜ばれ、厚い信頼を得られる。

- ⑥年間通して外国人技能実習生の仕事がないように最低生産量を確保し、それ以上生産できれば、日本人の雇用で対応するという計画生産が可能になっている。冬場にハウス栽培の生育が遅れ、人手が余るので、サニーレタス、グリーンリーフ、ホウレンソウなどの露地栽培が可能となり、高い価格で販売できるメリットがある。
- ⑦食料品製造業、特に鰻や食鳥の命を絶つ過酷な作業を伴う業務を行う企業では、工場近辺で若い日本人従業員を探すことが非常に困難である。もし探して採用しても食品であるために密閉された冷涼な室内で、しかも水を大量に使う作業に耐えられず、離職するので、忍耐強い外国人労働力に依存しなければならない状況にある。

(2) 外国人技能実習生受入れの今後の課題

外国人研修生受入れの今後の課題は次のように要約できる。

- ①年間を通して実習作業ができるように、野菜の生産販売の年間スケジュールを策定し、ハウス栽培に露地栽培を加えるなど切れ目のない作業の提供が必要である。特に冬場はハウス栽培でも生育期間が長くなり、人手が余るので、サニーレタス、グリーンリーフ、ホウレンソウなどの露地栽培を計画栽培できるように露地栽培用農地の確保が必要である。
- ②祝祭日週末の作業には割増料金があるので、作業の提供を外国人技能実習生は要望するが、体調を考慮し、無理をさせないことが必要で

ある。

- ③将来は帰国して出身地で野菜生産販売のリーダーになれるように技術の指導を丁寧にして、技術の海外移転を図り、将来は外国での日本人による野菜生産ができるよう配慮しておくべきである。
- ④研修生が精神的孤独にならないように精神衛生にも配慮し、食文化の交流など国際交流に配慮すべきである。
- ⑤一般には3年間で研修期間が終わるので、研修生が希望すれば更に2年間延長できる技能実習3号に資格変更できるように実技試験準備の支援が望まれる。
- ⑥鰻や食鳥などの食品企業では安全性管理が重要になるが、安全性管理マニュアルが日本語で記載されているのに理解できない部分もあるので、工場内に母国語で表示した安全性管理のステッカーを掲示する必要がある。
- ⑦食品企業では冷涼な室内での水仕事が多いので、労働環境改善も必要である。

(3) 新型コロナウイルス禍で苦悩する外国人技能実習生への支援

新型コロナウイルス禍により実習実施者（事業主）が外国人労働者を雇用できなくなっている事態も発生している。そのような場合の対策として国は外国人技能実習生等の休業等も雇用調整助成金の支給対象としているので、実習実施者は技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構に迅速に提出し、支援すべきである〔17〕。

また実習実施者の経営状況の悪化（倒産等）の影響で、外国人技能実習生等が現在の在留資格で日本に引き続き在留することが困難となった場合は、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請の提出により在留を支援すべきで

ある。この措置は、定められた技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難となった方も対象になっている〔18〕。

新型コロナウイルスに直接起因してはいるが、実習実施者等による暴力やハラスメント等の人権侵害行為等が発生したために、2017年に前述のように罰則等に関する法律が整備された。その結果、実習先変更支援の充実が図られ、優良な監理団体等には実習期間の延長（4年から5年）等が認められるなど外国人技能実習制度の改善が図られてきている。しかし、新在留資格の特定技能制度でさえ転職が実質的に制限されているなど問題が残されている〔9〕。

今後、実態に即した更にきめ細やかな施策の展開により、人手不足が深刻になっている我が国の農業や中小企業等で外国人技能実習生等が安心して就労でき、帰国後は出身国の産業振興の担い手になることが期待される。

参考文献

- 〔1〕上林千恵子『外国人労働者受け入れと日本社会』東京大学出版会、2015年。
- 〔2〕堀口健治編『日本の労働市場開放の現況と課題』筑波書房、2017年。
- 〔3〕佐野孝治「外国人労働者受入れ政策の日韓比較～単純技能労働者を中心に～」『韓国経済研究』VOL. 17、2020年、PP. 3-35。
- 〔4〕水野敦子「日本の農業分野における外国人技能実習生の受入れ～熊本県阿蘇の事例を中心に～」『韓国経済研究』VOL. 17、2020年、PP. 51-63。
- 〔5〕安藤光義「技能実習生導入による農業構造の変化～国内最大規模の技能実習生が働く茨城県八千代町の動き～」堀口健治編『日本の労働市場開放の現況と課題』筑波書房、2017年、PP. 63-79。
- 〔6〕厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）」2021年1月。

- [7] 法務省・厚生労働省「外国人技能実習制度について」2021年3月。
- [8] 出入国在留管理庁・厚生労働省編「技能実習制度・運用要領」2020年4月。
- [9] 今野晴貴「新在留資格の問題点」『農業と経済』第85巻第12号、2019年、PP. 24-32。
- [10] 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」(2021年3月15日閲覧)。
- [11] 徳田博美「農業労働力不足の実態と外国人労働者の役割」『農業と経済』第85巻第12号、2019年、PP. 15-23。
- [12] 甲斐論「生産から販売まで総合的に展開する野菜生産者組織の成功要因分析～福岡県三井郡の太郎グループを事例にして～」『野菜情報』第153号、2016年12月、PP. 23-35。
- [13] 九州経済産業局「九州経済の現状(2019年版)」2020年6月。
- [14] 九州農政局「株式会社 RUSH FARM(福岡県小郡市)『九州の優良事例ポータルサイト: トップランナーの取組』2018年11月。
- [15] 甲斐論「大規模野菜生産における外国人技能実習生受入れの必要性和効果および今後の課題」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』第48号、2016年3月、PP. 121-127。
- [16] 甲斐論・眞次一満「コロナ禍が食品産業と企業に与えた影響と今後の課題～多様な商品開発と柔軟な販路構築の重要性: 大森淡水からの示唆～」浅岡柚美・甲斐論・片山富弘編著『現代の流通ビジネス～農業と食を中心に書名～』五紘社、2021年4月、PP. 3-23。
- [17] 厚労省「雇用調整助成金を活用して外国人技能実習生の雇用維持に努めて下さい」2021年2月12日。
- [18] 出入国在留管理庁「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて」2020年9月7日。